

## 観光交流人口拡大 公募型提案審査随意契約（プロポーザル）募集要項

### 1 業務の目的

本市では、令和5年3月、本市観光の活性化と観光消費額の拡大を図り、豊かな観光資源を活かした持続可能な社会の実現を目指していくために、指宿市観光ビジョンを策定しました。新たな観光ビジョンでは、「ALPHAなまち指宿～観光6Gへ～」をコンセプトに掲げ、その実現に向けて、5つの基本戦略とそれらを包含する形で観光DXの実現を推進しております。

令和8年度から、指宿市観光ビジョンの実現に向けて、国の地域未来交付金（地域未来推進型）を活用し、次の①～③の3つの柱で事業を展開します。なお、本事業全体で観光消費額の増加等の重要業績評価指標（KPI）を掲げております。

#### 【事業の柱】

- ① 滞在価値向上プロジェクト
- ② 観光交流人口拡大
- ③ データマーケティング

#### 【重要業績評価指標（KPI）】

- ①観光消費額30%増加（2025年度比較）〈293億円→383億円（令和10年度）〉
- ②来訪者満足度5段階評価中「5」の割合（2024年度比較）（50.38%→70%（令和10年度））
- ③体験を伴う宿泊プランの新規件数〈0→11件（令和10年度）〉
- ④インバウンド宿泊者数60%増加（2024年度比較）〈30千人→48千人（令和10年度）〉

このうち、観光交流人口拡大業務（以下、「本業務」という。）では、インバウンド市場の開拓および国内の新たな誘客層の獲得を通じ、観光交流人口の拡大を図ることを目的とします。

受託者の選定にあたっては、本業務に対する考え方や提案力、本業務に関する全体的なコンサルティング力、類似団体等での実績、提案される企画の特性や実現性、本業務に臨む体制等を公平・公正に評価したうえで、事業者を選定する必要があるため、金額のみで判断する方法をとらず、公募型提案審査随意契約（プロポーザル）の方法により決定することとします。

※令和5年3月策定「指宿市観光ビジョン」の内容は、ホームページに掲載されている別添の参考資料を参照してください。

### 2 業務の概要

- (1) 件名  
観光交流人口拡大業務
- (2) 業務内容  
観光交流人口拡大業務仕様書による。
- (3) 業務場所  
指宿市等

(4) 業務期間

契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(5) 提案上限金額

21,318,182円（消費税及び地方消費税を含まない。）

- ① 参考見積書は、業務委託料 21,318,182円（税抜）を上限として積算すること。  
※提案上限金額を超えた場合は失格とします。
- ② 当該業務委託料の上限額はプロポーザルのために設定したものであり、実際の契約金額とは異なる場合があります。

### 3 選定方法

公募型プロポーザル方式とし、審査は書類審査及びヒアリングにより最優秀提案者及び優秀提案者（次点）をそれぞれ1者選定します。なお、審査は非公開で行われ、審査に関する問い合わせには一切応じません。

### 4 参加資格要件

参加する場合は、次に掲げる要件を全て満たすこととします。

- (1) 本業務を的確に遂行するに足りる能力を有する者であること。
- (2) 法令等の規程による官公署免許、許可又は認可を受けている必要がある事業提案を行うにあたっては、当該免許、許可、認可を受けていること。または、契約締結までにその見込みがあること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続きの開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (5) 参加表明書の提出日に官公庁から指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (8) 指宿市暴力団排除条例（平成24年指宿市条例第21号）第2条第1号の暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (9) 共同企業体として参加する場合は、主たる団体及び構成員のそれぞれが担当する提案内容において、(1)及び(2)の条件を満たすとともに、それぞれが(3)～(8)の条件を満たしていること。

## 5 公募型プロポーザル実施スケジュール概要

実施の公募（実施要項の公表）	令和8年4月27日（月）	
参加表明書・誓約書等の提出期限	令和8年5月15日（金）17時（要事前連絡）	
質疑受付	受付期限	最終回答日
	令和8年5月15日（金）17時	令和8年5月18日（月）
上記以外の書類の提出期限	令和8年5月22日（金）17時	
書類審査及びヒアリング予定日	令和8年5月28日（木）もしくは5月29日（金）	
審査結果通知予定日	令和8年6月1日（月）予定	
契約予定日	令和8年6月中旬予定	

## 6 提出書類と提出方法・提出期限

### (1) プロポーザル参加に係る提出書類と提出期限

	書類	部数	様式	
①	参加表明書	1部	様式第1号	令和8年5月15日(金) 17時必着
②	誓約書	1部	様式第2号	
③	質問書	1部	様式第3号	
④	会社概要	10部	様式第4号	令和8年5月22日(金) 17時必着
⑤	業務実績調書	10部	様式第5号	
⑥	共同企業体結成届出書	10部	様式第6号	
⑦	企画提案書	10部	様式第7号	
⑧	見積書	10部	様式不問	

※指定及び任意様式はすべてA4サイズとします。

※参加表明書の提出後に、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退の理由を付した任意様式による辞退届を提出してください。

(2) 上記(1)に加えて、次の書類も提出してください。会社設立1年未満の場合で、次の書類を提出できない時は、その旨を記載した理由書を提出してください（様式不問）。なお、次の書類はすべて令和8年5月22日（金）17時までに提出してください。

	書類	部数	注意点
①	登記簿謄本（原本） ※法人以外の場合は、定款その他約款	1部	※3か月以内に発行された最新のものを提出すること。
②	市町村税等に関する納税証明書 （原本）	1部	※3か月以内に発行された最新のものを提出すること。 ※本店等分及び支店等分の双方を提出すること。 ※市町村税等とは、市町村税全般（市民税、固定資産税、軽自動車税等）東京都の特別税区にあ

			たつては都税となる。 ※「市町村税に滞納がない」旨を記載した証明書が発行できない場合は、直前2年度決算分の納税証明書を提出すること。
③	消費税及び地方消費税の納税証明書 (原本)	1部	※納税者のみ提出すること。 ※課税事業者は、3か月以内に発行された最新のものを提出すること。 ※法人の場合は、「その3」又は「その3の3」。
④	財務諸表(写し)	1部	※最新のものを提出すること。

(3) 共同企業体となる構成員が提出する書類

- ① 上記(1)で定める②誓約書を1部、⑤会社概要を10部を提出してください。
- ② 上記(2)で定める①～④の書類すべてを各1部。なお、会社設立1年未満で必要書類を提出できない時は、その旨を記載した理由書(様式不問)を提出してください。

(4) 提出方法

本業務の受託を希望する者は、事前に電話連絡を行い、必要書類を郵送(受付期間内必着)又は持参により提出してください。

(5) 提出先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地  
指宿市観光・経済戦略会議(公募担当事務局:指宿市農水商工観光部観光課観光振興係)  
電話:0993-22-2111(内線 2324)  
E-mail:kanko@city.ibusuki.jp

## 7 募集要項及び仕様書に対する質問

募集要項及び仕様書等に対して質問がある場合は、次の方法により問い合わせてください。  
質問が行える者は、参加表明書を提出した者に限ります。

(1) 提出方法

質問書は様式第3号により、下記(3)のメールアドレス宛てにメールで問い合わせてください。また、質問書を送付した後は、到着確認のために電話連絡を行ってください。なお、参加表明書及び誓約書は前項のとおり提出してください。

(2) 提出期限

令和8年5月15日(金)17時必着

(3) 提出先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地  
指宿市観光・経済戦略会議(公募担当事務局:指宿市農水商工観光部観光課観光振興係)  
電話:0993-22-2111(内線 2324)  
E-mail:kanko@city.ibusuki.jp

## 8 企画提案書等の作成要領

### (1) 参加表明書

参加者が、他の法人と連携・協働して事業遂行する場合は、参加表明書の「共同企業体構成員」の欄に、同団体等との同意の上、必要事項を記入してください。

### (2) 企画提案書

企画提案書は、原則、「観光交流人口拡大業務仕様書」を基に、事業スケジュール及び魅力ある企画を加えた提案をしてください。提案にあたっては、令和5年3月に策定した「指宿市観光ビジョン」の内容を踏まえたものとします。なお、提案は各者1提案のみとします。

企画提案書一式（企画提案書、見積書）はA4版、片面印刷（カラー印刷可）とします。企画提案書以外に、添付資料を加えることも可とします（様式は任意ですが、A4版で揃えることに留意してください）。

### (3) 見積書（様式不問、A4版）

本業務に係る見積額を提示してください。企画提案書の内容に基づき、積算内訳書は詳細に記載してください。金額の記載については、見積もった金額の110分の100に相当する金額（いわゆる税抜き価格）を記載してください。

## 9 選定の方法

### (1) 審査委員会

選定に係る審査は、指宿市観光・経済戦略会議の関係者等により組織された審査委員会が、審査基準に基づいて行います。

### (2) 審査について

参加者に対しては、提出された企画提案書類に基づく書類審査及びヒアリング審査を実施します。

#### ① 実施日

令和8年5月28日（木）もしくは29日（金）

※ 日時等の詳細については、事前に案内文書等にて通知します。

※ ヒアリングは、20分以内のプレゼンテーション後に、審査委員会の委員による30分以内の質疑応答を行います。なお、プレゼンテーションの準備・撤収作業にかかる時間は合計5分以内とします。

#### ② 実施場所

指宿市役所を予定

#### ③ 出席者

本業務の主たる担当者は必ず出席し、パソコン等の操作者を含めて4名以内とします。

### (3) 審査基準

別紙「提案書審査項目及び審査基準」のとおり

## 10 審査結果の通知

- (1) 審査結果は、令和8年6月1日(月)付け(予定)の書面により、参加者(代表者)に通知するとともに、様式第1号に記載されたメールアドレス宛てに通知します。
- (2) 審査結果の問い合わせは不可とします。

## 11 業務の委託

本業務について、最優秀提案者(優先交渉権者)と契約の交渉を行うものとします。また、最優秀提案者が辞退、その他の理由で契約できない場合は、次点の優秀提案者と契約の交渉をするものとします。本業務の業務委託料については、本市の算定した予定価格以内の額とし、随意契約により業務委託契約を締結する予定です。

## 12 留意事項について

- (1) 本プロポーザルに関する提出物の作成、ヒアリング出席等に係る費用など、応募に要した費用は参加者の負担とします。
- (2) 本業務は、本会議の令和8年度予算の成立を前提とするものです。予算が成立しなかった場合、本プロポーザルは無効とし、契約は締結しません。また、この場合、参加者が応募に要した費用については、いかなる場合も本会議及び市は一切負担しません。
- (3) 提出された書類等は、理由の有無を問わず返却しません。
- (4) 提出された書類等は、事務局が審査及び説明のために、その写しを作成し、使用できるものとするものとします。
- (5) 提出された書類等は、非公表とします。
- (6) 本プロポーザルに係る提出書類について、当該書類の提出期限以後の差し替え、追加、削除等は一切認めません。
- (7) 無効、失格となる場合
  - ① 提出書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
  - ② 提出書類の様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
  - ③ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
  - ④ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
  - ⑤ 虚偽の内容が記載されているもの。
  - ⑥ 本プロポーザルに関して、審査委員会の関係者との接触があった者。
  - ⑦ ヒアリング審査に出席しなかった者。
  - ⑧ 見積書の積算金額が、2-(5)に示した金額を超えた場合。
- (8) 提出に際して使用する言語は日本語、単位は計量法(平成4年法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。

## 13 問い合わせ先

〒891-0497 鹿児島県指宿市十町 2424 番地

指宿市観光・経済戦略会議(公募担当事務局:指宿市農水商工観光部観光課観光振興係)

担当：牛込, 鐘撞  
電話：0993-22-2111 (内線 2324)  
E-mail：kanko@city.ibusuki.jp

## 提案書審査項目及び審査基準

審査項目	審査基準		配点
事業者 (25点)	(1) 業務遂行体制	本業務を実施するための能力を有し、効率の良い適切な業務遂行体制となっているか。	10
	(2) 専門的な知識や類似の実績等	本事業に関する十分な知見や実績を有し、専門的知識やノウハウ・アイデア等を十分に活かせることが期待できるか。また、業務の円滑な進捗を図るため、これまでに、類似事業に関する実績を有しているか。	15
提案内容 (70点)	(3) 仕様書の理解や業務手順等	募集要項や仕様書等を十分に理解し、本業務の目的と合致した提案がなされているか。また、効率的で独創性のある業務手順や手法が提案されており、具体的で簡潔かつ明瞭に説明されているか。	10
	(4) 仕様書5-(1)提案内容	外国人旅行者対応の商品造成および多言語プロモーションについて、提案内容が魅力的かつ効果的であるか。	15
	(5) 仕様書5-(2)提案内容	スポーツ宿泊等誘致に向けた体制整備について、提案内容が魅力的かつ効果的であるか。	5
	(6) 仕様書5-(3)提案内容	地域産品（農産物・加工品）の販路拡大支援について、提案内容が魅力的かつ効果的であるか。	5
	(7) 仕様書5-(4)提案内容	二次交通のリデザインに向けた検討について、提案内容が魅力的かつ効果的であるか。	5
	(8) 仕様書5-(5)提案内容	戦略的な情報発信および効果検証について、提案内容が魅力的かつ効果的であるか。	15
	(9) 各事業間の連携・連動	仕様書5-(1)～(5)提案内容について、相互に連携・連動し、相乗効果に期待できるか。	5
	(10) 提案の実現性	無理のない内容で、実現可能性の高いものとなっているか。作業スケジュール等は適切か。	10
見積書 (5点)	(11) 見積金額の整合性	見積金額は、企画提案されている内容に見合う金額となっているか。	5
合計			100